

加古川市公営住宅等長寿命化計画（案）に関するパブリックコメント実施結果一覧表

No.	該当項目	ページ	ご意見等の内容	市の考え方	修正
1	序章 はじめに	1	<p><b>【進行管理】</b> 住生活基本計画と一体的に進行管理を図るべきである。ということを本計画に記載すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>《修正前》 (P1) 【記載なし】</p> <p>《修正後》 (P1) なお、計画の推進にあたっては、上位計画である「加古川市住生活基本計画」及び関連計画である「加古川市住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画」と一体的に進行管理を図ります。</p>	有
2	序章 はじめに	1	<p>住宅政策課の方の異動時の引継ぎ連絡事項は確実に行って欲しいと思います。</p>	<p>本計画が円滑に遂行できるよう確実に引継ぎや連絡を行ってまいります。</p>	無
3	第1章 公営住宅等ストックの把握	15	<p><b>【入居者の収入状況等】</b> 「回答が得られた世帯」の収入状況分布を図にしているが、入居全世帯の収入状況を把握しているはずである。</p>	<p>「回答が得られた世帯」とは「収入申告書の提出があった世帯」を指していますが、わかりにくいため、表現を変更します。また、データに誤りがありましたので併せて修正いたします。</p> <p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>《修正前》 (P15) 入居者の収入状況の回答が得られた世帯のうち、約3割が収入分位1に該当している一方で、約2割は収入分位7以上に該当しています。</p> <p>(P15) (図：入居者の収入状況（世帯数）) 収入分位1：47、収入分位7：7</p> <p>(次頁につづく)</p>	有

No.	該当項目	ページ	ご意見等の内容	市の考え方	修正
3	第1章 公営住宅等ストックの把握	15	<p>【入居者の収入状況等】 「回答が得られた世帯」の収入状況分布を図にしているが、入居全世帯の収入状況を把握しているはずである。</p>	<p>(前頁のつづき)</p> <p>(P15) (表-4. 収入超過者、高所得者に該当する世帯数) 収入超過者世帯数：56、高額所得者世帯数：2</p> <p>《修正後》 (P15) 入居者の収入状況について、約8割が収入分位1に該当している一方で、約1割は収入分位7以上に該当しています。</p> <p>(P15) (図：入居者の収入状況(世帯数)) 収入分位1：417、収入分位7：17</p> <p>(P15) (表-4. 収入超過者、高所得者に該当する世帯数) 収入超過者世帯数：49、高額所得者世帯数：1</p>	有
4	第1章 公営住宅等ストックの把握	15	<p>高額所得者に対し、明け渡し請求を行うことが条例で規定されているはずである。</p>	<p>条例において、①病気に罹患、②被災、③収入の著しい減少が見込まれる、などに該当する場合、明け渡しの期限を延長することができるとして規定されていることから聞き取り調査を実施しています。このことがわかるように表現を修正いたします。</p> <p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>《修正前》 (P15) 対象者に通知後に聞き取り調査を実施しています。</p> <p>《修正後》 (P15) 対象者に通知後、聞き取り調査を行い、条例に規定する明け渡し期限の延長を行うことができる条件に該当しない場合には、明け渡し請求を行っています。</p>	有

No.	該当項目	ページ	ご意見等の内容	市の考え方	修正
5	第3章 長寿命化を図るべき公営住宅等の検討	23	<p>【世帯数の推計】</p> <p>「加古川市の世帯数は、世帯分離などに伴う小規模世帯化を背景に」令和2年をピークに「減少に転じ、その後は減少傾向が続くと予想」しているが、小規模世帯化の動きが止まるということなのか。人口減少のスピードが世帯分離を上回るということではないのか。</p>	<p>世帯分離などに伴う小規模世帯化により世帯数は増加し続けてきましたが、今後は世帯分離に比べて人口減少が上回り、世帯数は減少傾向が続くと予想されるという意図で記載しています。わかりにくいいため、表現を修正いたします。</p> <p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>《修正前》 (P23) 加古川市の世帯数は、世帯分離などに伴う小規模世帯化を背景に令和2(2020)年をピークに減少に転じ、その後は減少傾向が続くと予想されます。</p> <p>《修正後》 (P23) 加古川市の世帯数は、世帯分離などに伴う小規模世帯化を背景に増加し続けていましたが、令和2(2020)年をピークに減少に転じ、その後は減少傾向が続くと予想されます。</p>	有
6	第3章 長寿命化を図るべき公営住宅等の検討	24	<p>【著しい困窮年収未満】</p> <p>推計条件の記載があるが、「著しい困窮年収未満世帯」の定義をご教示願いたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>《修正前》 (P24) 【記載なし】</p> <p>《修正後》 (P24) (注釈) 公営住宅の施策対象となる収入分位、入居条件の世帯のうち、適正な家賃負担となる限度率の範囲で、住生活総合計画(全国計画)で定める最低居住面積水準を満たす面積の住宅に居住するために必要な年収に達していない世帯(ストック推計プログラム(国土交通省国土技術政策総合研究所の技術開発によるプログラム)より)</p>	有

No.	該当項目	ページ	ご意見等の内容	市の考え方	修正
7	第3章 長寿命化を図るべき公営住宅等の検討	25	60歳以上高齢者の著しい困窮年収未満世帯は1,629世帯で高齢者単独世帯10,152世帯(P4)の約16%を占めているが、今後高齢者単独世帯の増加が見込まれる中、高齢者の著しい困窮年収未満世帯がなぜ減少するのかについて、ご教示願いたい。	<p>「著しい困窮年収未満世帯」とは「公営住宅の施策対象となる収入分位、入居条件の世帯のうち、適正な家賃負担となる限度率(国が定める基準)の範囲で、住生活総合計画(全国計画)で定める最低居住面積水準を満たす面積の住宅に居住するために必要な年収に達していない世帯」をいいます。</p> <p>今後、人口減少が見込まれる中、民間賃貸住宅が供給過多となり、全体的に家賃が低下することが見込まれます。このため、現在の家賃では最低居住面積水準を満たす面積の住宅に居住することはできない世帯の方が、今後、家賃が低下した場合には最低居住面積水準を満たす面積の住宅に居住することができるものとして見込まれます。これらのことから、高齢者単独世帯の動向とは別に、高齢者の著しい困窮年収未満世帯の減少が見込まれます。</p>	無
8	第3章 長寿命化を図るべき公営住宅等の検討	29	<p>【公営住宅等の需要と将来ストック量】</p> <p>この見通しでは、現在の空き家率33.2%が2040年には44.6%と上昇する。また、公営住宅の需要に対する市営住宅の寄与度が現在10.2%(=520戸(入居戸数)/5,088戸)であるのが2040年には19.5%(=726戸(全戸入居と仮定)/3,731戸)と大きく上昇する。このことから、市営住宅のストック見込みを下方修正すべきではないのか。(仮に2040年における入居率を現在と同様65.9%で推移するとしても寄与率は12.8%に上昇するし、何よりも入居率の向上を図る必要がある)</p>	<p>老朽化が著しく、バリアフリー化への対応が困難な市営住宅が多くあることから、本計画に基づく長寿命化対策や建替(集約化)等により住環境の向上を図り、入居者や地域に喜ばれる市営住宅の整備を目指してまいります。</p> <p>また、連帯保証人制度の廃止検討や子育て世帯等の若年層の優先入居の考え方の研究など、入居要件の緩和や入居者の募集方法の見直し等により子育て世帯等の若年層をはじめとした入居者数の増加を図り、健全な町内会運営に繋げてまいります。</p> <p>これらのことから、現入居者数を基準に将来ストック量を算出せず、現管理戸数を基準に将来ストック量を算出しています。</p>	無
9	第3章 長寿命化を図るべき公営住宅等の検討	46	<p>【公共施設等総合管理計画との関係】</p> <p>2026年度までの削減目標はクリアしている計画であるが、総合管理計画の最終目標は40年間で23.4%の削減である。(市営住宅単独で当該削減率をクリアしなければならないということではないが)このことを念頭に、過剰な整備や手戻りが生じないよう計画的に改善事業を実施されたい。</p>	公共施設等総合管理計画との整合を図りながら本計画を推進してまいります。	無

No.	該当項目	ページ	ご意見等の内容	市の考え方	修正
10	第3章 長寿命化を図るべき公営住宅等の検討	43	<p><b>【LCC】</b>            バリアフリーを推進する観点から、中層階の住棟について、エレベーターの設置を含め、比較検討すべきではないのか。（P37では、エレベーターも改善対象としている）</p>	<p>P37においては、エレベーターが設置されていない住宅について一律改善の必要性があるものとして記載していますが、住棟形式が階段室型の場合、エレベーターを設置しても各住戸にアクセスするには半階分の階段を使用しなければならず、設置効果が低いと考えることから、設置を見合わせています。</p> <p>また、住棟形式が片廊下型の場合についても、3階建て以下の住棟については階段の昇降に著しい問題が生じる可能性が低いことから、設置を見合わせています。</p> <p>ただし、階段の昇降に著しい問題が生じる場合においては、1階への住替えによる対応を行うこととしています。このため、LCC算出からは除いています。</p> <p>これらのことがわかりにくいいため、表現を加筆修正いたします。</p> <p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>《修正前》            (P37)            ①表中「バリアフリー」と「エレベーター」が独立            ②表中「評価結果」に「全体的な設備の改善が必要」と表記</p> <p>(P59) 【記載なし】</p> <p>《修正後》            (P37)            ①表中「バリアフリー」と「エレベーター」を「バリアフリー」に統合            ②表中「評価結果」に具体的な改善項目を表記            例：「3点給湯の設置、共用部および住戸内の手すり設置や段差解消、エレベーター設置等の検討が必要」            (次頁につづく)</p>	有

No.	該当項目	ページ	ご意見等の内容	市の考え方	修正
10	第3章 長寿命化を図るべき公営住宅等の検討	43	<p>【LCC】</p> <p>バリアフリーを推進する観点から、中層階の住棟について、エレベーターの設置を含め、比較検討すべきではないのか。（P37では、エレベーターも改善対象としている）</p>	<p>（前頁のつづき）</p> <p>（P59）</p> <p>エレベーターについては、住棟形式が階段室型の場合、エレベーターを設置しても各住戸にアクセスするには半階分の階段を使用しなければならず、設置効果が低いと考えることから、設置を見合わせます。</p> <p>また、住棟形式が片廊下型の場合についても、3階建て以下の住棟については階段の昇降に著しい問題が生じる可能性が低いことから、設置を見合わせます。</p> <p>ただし、階段の昇降に著しい問題が生じる場合においては、1階への住替えによる対応を行います。</p> <p>このため、設置の対象となる住棟は、住棟形式が片廊下型で4階以上の中層棟とします。</p>	有
11	第3章 長寿命化を図るべき公営住宅等の検討	52	若い入居者が増えるように努力して欲しい。	<p>（No.11～13のご意見等について）</p> <p>老朽化が著しく、バリアフリー化への対応が困難な市営住宅が多くあることから、本計画に基づく長寿命化対策や建替（集約化）等により住環境の向上を図り、入居者や地域に喜ばれる市営住宅の整備を目指してまいります。</p> <p>また、連帯保証人制度の廃止検討や子育て世帯等の若年層の優先入居の考え方の研究など、入居要件の緩和や入居者の募集方法の見直し等により子育て世帯等の若年層をはじめとした入居者数の増加を図り、健全な町内会運営に繋げてまいります。</p> <p>なお、建替（集約化）にあたっては、説明会の開催等によって住宅ごとの状況を十分に把握する中で、これまで築かれてきた地域コミュニティに配慮しつつ、移転先の確保等について、入居者や地元町内会と十分に協議を重ねながら実施してまいります。</p>	有
12	第3章 長寿命化を図るべき公営住宅等の検討	52	高齢者ばかりの地域なので市の方も対応よくしていただきたい。	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>（次頁につづく）</p>	有

No.	該当項目	ページ	ご意見等の内容	市の考え方	修正
13	第3章 長寿命化を図るべき公営住宅等の検討	52	町内の人数、世帯数も少なくなっていく一方だと思うので、市営住宅単独の町内会をなくして、市の方が責任をもって管理していただくという風にならないでしようか。	(前頁のつづき) <<修正前>> (P52) 【記載なし】 <<修正後>> (P52) 集約化にあたっては、現在入居中であることから地域コミュニティに配慮しつつ、移転先の確保等について、入居者や地元町内会と十分に調整を行ったうえで実施してまいります。	有
14	第3章 長寿命化を図るべき公営住宅等の検討	52	入居希望者に対する年齢制限、世帯人数の制限、所得制限、現住居地の制限などを緩和しては。築年数の古い住宅には入居希望者が少ないのは当たり前のこと。思い切った政策をとる必要があるのでは。	連帯保証人制度の廃止検討や子育て世帯等の若年層の優先入居の考え方の研究など、入居要件の緩和や入居者の募集方法の見直し等により入居者数の増加を図ってまいります。	無
15	第3章 長寿命化を図るべき公営住宅等の検討	52	保証人や緊急連絡先などの変更、確保できない人、住宅確保要配慮者が公営住宅へしっかりと入居することができるように制度を改善して欲しい。	現在、保証人制度の廃止による入居要件の緩和を検討しており、住宅に困窮する方の入居の妨げとなることのないよう制度を改善してまいります。	無
16	第3章 長寿命化を図るべき公営住宅等の検討	52	駐車場の整備が出来れば4Fにも入居希望者があるのでは。	駐車場整備も含め、既存ストックが有効に活用できるよう検討してまいります。	無
17	第3章 長寿命化を図るべき公営住宅等の検討	52	町内会に加入を条件に企業の社宅として利用させることは。(空き家で放置するよりは多少とも家賃収入があるのでは)	公営住宅法の規定により企業の社宅として利用させることはできませんが、既存ストックが有効に活用できるよう検討してまいります。	無
18	第3章 長寿命化を図るべき公営住宅等の検討	52	4階建てに入居する人で歩行困難者、車いす利用者など希望する人は、1Fに移動させてほしい(障害者手帳の有無にかかわらず)。	高齢者、障がい者等、入居者のライフスタイルや身体の状態に応じた住環境が提供できるよう、住替え制度の要件の見直しを検討してまいります。	無

No.	該当項目	ページ	ご意見等の内容	市の考え方	修正
19	第3章 長寿命化を図るべき公営住宅等の検討	52	<p>車椅子用の市営住宅に入居している者です。本市で建て替え計画が持ち上がった時から車椅子住宅の設置を働きかけてきました。当時は、一戸もなく公営住宅法が改正され「重度の常時介護の必要な障害者でも支援できる体制があれば入居できる。」ということですが、障害者用の住宅は現在でも二戸しかありません。入居している者としてこういった部屋の有難さを痛感しています。まさに終の棲家と考えています。</p> <p>超高齢社会をこういった住宅の必要性は増えても減ることはないと思います。車椅子の幅や回転する広さの確保を考えると既存の建物を改修するには限界があります。リフトを設置できるようにするには天井部の補強も必要です。限りある財源を有効に使うためにも新築市営住宅の一階部全て車椅子対応住宅にしていく等の方針が必要なのではないでしょうか。国や県の推し進めている公営住宅でのグループホーム化などに活用していくことも考えられることでしょう。ただ段差だけをなくすことだけをバリアフリーと考えがちですが設計には福祉職・当事者の声を聴いてから検討して欲しいです。現在住んでいる部屋の浴槽も床にざらつきがあり足腰が少し弱った程度の高齢者・障害者には有効ですが、改修しようとした時に業者から「この浴槽は中程度向けの浴槽で、浴槽ごと変えないと改修できない。」と伝えられた経験があり、入居者に的を絞った設計が必要だと感じます。計画作成に盛り込んでいただけますようお願い申し上げます。</p>	<p>住替え制度の要件の見直しや建替（集約化）時におけるバリアフリー化住宅の整備など、福祉部等関係部局との調整も図りながら、高齢者、障がい者等、入居者のライフスタイルや身体の状態に応じた住環境が提供できるよう計画を推進してまいります。</p> <p>また、グループホームなど市営住宅の空き住戸の利活用については、他の自治体の事例も参考としながら検討してまいります。</p>	無
20	第3章 長寿命化を図るべき公営住宅等の検討	52	<p>高齢者で単身の入居者が死亡の時、保証人（家族）等が後始末を拒否した時には、3か月ほどの期限を切って市の権限において整理が出来るように条例の改正をしては。</p>	<p>高齢単身世帯の退去後の残置物について、円滑な整理ができるよう手続きを検討してまいります。</p>	無
21	第3章 長寿命化を図るべき公営住宅等の検討	52	<p>今住んでいる市住から移転は考えていません。高齢ですし、移転の費用もありません。できることなら最後まで置いてくださることを希望します。</p>	<p>(No.21～29のご意見等について)</p> <p>(次頁に記載)</p>	有



No.	該当項目	ページ	ご意見等の内容	市の考え方	修正
22	第3章 長寿命化を図るべき公営住宅等の検討	52	40年間（市営住宅に）お世話になっています。ここで生まれて育ちました。今年70才になります。市営住宅が建築されて50年近くになりますが、ここでもう少し暮らしたいと思えます。いろいろと計画があると思えますが、もう少し住まわせて頂けませんか。年を取ってから他に行きたくありませんし、友達もいないので何とかよろしくお願い致します。	(No.21～29のご意見等について)  老朽化が著しく、バリアフリー化への対応が困難な市営住宅が多くあることから、本計画に基づく長寿命化対策や建替（集約化）等により住環境の向上を図り、入居者や地域に喜ばれる市営住宅の整備を目指してまいります。 なお、建替（集約化）にあたっては、説明会の開催等によって住宅ごとの状況を十分に把握する中で、これまで築かれてきた地域コミュニティに配慮しつつ、移転先の確保等について、入居者や地元町内会と十分に協議を重ねながら実施してまいります。  ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。	有
23	第3章 長寿命化を図るべき公営住宅等の検討	52	長年居住しており、又、年齢も取っていることから引越しは困難である。配慮して頂きたい。	《修正前》 (P52) 【記載なし】  《修正後》 (P52) 集約化にあたっては、現在入居中であることから地域コミュニティに配慮しつつ、移転先の確保等について、入居者や地元町内会と十分に調整を行ったうえで実施してまいります。	
24	第3章 長寿命化を図るべき公営住宅等の検討	52	認知症予防のオレンジサロン、市民健康講座に出席、勉強しています。友人達も多数でき、心身共に充実した生活をしています。かかりつけ医を変更しないで生活できることを願っています。		
25	第3章 長寿命化を図るべき公営住宅等の検討	52	駅近などの利便性が高い場所に立地し、かつ敷地が大きく高度利用に適したところに住みたいと思っています。		
26	第3章 長寿命化を図るべき公営住宅等の検討	52	全国的な人口減少傾向が、加古川市においても例外ではないことから、将来的に公営住宅を集約していかざるを得ない方向性は理解できます。ただ、集約化に伴い、現在居住されている方に対し、環境面や経済面等において、少なからず影響が生ずることを踏まえると、相応の配慮は不可欠と判断します。		

No.	該当項目	ページ	ご意見等の内容	市の考え方	修正
27	第3章 長寿命化を図るべき公営住宅等の検討	52	市営住宅を取り壊す今回の計画に対して反対します。現在、市営住宅に住んでいる住民の多くは、市営住宅が建設された当初から住み、あるいは長期間にわたり住んでおり、地区内の住民と良好な人間関係を結んでいます。また、高齢者も多く、今さら別の市営住宅に住むということは困難が伴います。住民が互いの顔を知り、困ったときには互いに支えあうということが、私たちの大きな課題であるにも関わらず、それを打ち壊すかのような本計画には反対です。計画の再考を求めます。	(No.21～29のご意見等について)  老朽化が著しく、バリアフリー化への対応が困難な市営住宅が多くあることから、本計画に基づく長寿命化対策や建替（集約化）等により住環境の向上を図り、入居者や地域に喜ばれる市営住宅の整備を目指してまいります。 なお、建替（集約化）にあたっては、説明会の開催等によって住宅ごとの状況を十分に把握する中で、これまで築かれてきた地域コミュニティに配慮しつつ、移転先の確保等について、入居者や地元町内会と十分に協議を重ねながら実施してまいります。	
28	第3章 長寿命化を図るべき公営住宅等の検討	52	市営住宅を取り壊す今回の計画に対して反対します。意見を提出する前に、市の担当者に連絡を取り、住民に対する説明をするよう求めましたが、ここの住民だけにするわけにいかないとの理由で、説明を受けることができませんでした。これで良いのですか。町内会で住民の意向を確認するために会をもちましたが、その際にも「なぜ市からの説明がないのか」と憤りの声が上がりました。ここだけを対象にできないのならすべての地区を対象にすべきです。住民の住む場所に関する重要な事案であるにもかかわらず、直接住民の思いも聞かず、一片の紙で説明できたと思込んでいるのは大きな間違いです。あらためて説明会を開催するよう、強く求めます。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。  《修正前》 (P52) 【記載なし】  《修正後》 (P52) 集約化にあたっては、現在入居中であることから地域コミュニティに配慮しつつ、移転先の確保等について、入居者や地元町内会と十分に調整を行ったうえで実施してまいります。	有
29	第3章 長寿命化を図るべき公営住宅等の検討	52	今住んでいる市住が10年以内に用途廃止の計画となっていますが、移転先、移転に伴う引越し等の費用は市の方でお願いします。病気のため収入が無いので、生活保護を受給しています。蓄えも無いのでよろしくお願いします。市営住宅のコンパクトもいいですが、生活保護を受けている人、低収入の人、その他生活に困窮している人に寄り添う住宅街を作ってください。		

No.	該当項目	ページ	ご意見等の内容	市の考え方	修正
30	第3章 長寿命化を図るべき公営住宅等の検討	52	<p>団地内で集約化を行う場合、団地内の用途廃止部分について、既存入居者には改修済の所に移って頂き、すみやかに駐車場にして募集をしてみてもうかがうか。現状では駐車場も公園もありません。若い方の入居は程遠いです。また、4階建てのせめて1棟を2戸一にして広い部屋を作って欲しいです。予算も少なく、難しいのはわかりますが、空家が多く草刈りや見廻りも大変です。集約化を目指すなら、素早い行動をお願いします。まだ20年もあるのですから。また、集約化を前提とし、修繕もしないのであれば、他の県住、市住への転居を認めて欲しい。入居条件の緩和を是非お願いします。</p>	<p>用途廃止後の住宅跡地への駐車場整備のほか、建替（集約化）の対象の有無にかかわらず、子育て世代をはじめ、高齢者、障がい者等、入居者のライフスタイルや身体状況に応じた住環境が提供できるよう、住替え制度の要件を見直すなど、既存ストックが有効に活用できるよう併せて検討してまいります。</p> <p>さらに、連帯保証人制度の廃止検討や子育て世帯等の若年層の優先入居の考え方の研究など、入居要件の緩和や入居者の募集方法の見直し等により子育て世帯等の若年層をはじめとした入居者数の増加を図り、健全な町内会運営に繋げてまいります。</p> <p>なお、建替（集約化）にあたっては、説明会の開催等によって住宅ごとの状況を十分に把握する中で、これまで築かれてきた地域コミュニティに配慮しつつ、移転先の確保等について、入居者や地元町内会と十分に協議を重ねながら実施してまいります。</p> <p>建替（集約化）の実施時期については、このような協議事項等も多いことから、調整が整った住宅から順次実施してまいります。</p> <p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>《修正前》 (P52) 【記載なし】</p> <p>《修正後》 (P52) 集約化にあたっては、現在入居中であることから地域コミュニティに配慮しつつ、移転先の確保等について、入居者や地元町内会と十分に調整を行ったうえで実施してまいります。</p>	有

No.	該当項目	ページ	ご意見等の内容	市の考え方	修正
31	第3章 長寿命化を図るべき公営住宅等の検討	52	<p>現在の住居で長い間住んでいるのでこの年で今から他に変わりたいありません。こんな事になるとは夢にも思っていませんでした。プレハブも出していますので、荷物等の整理も大変です。あと10年位そのまま置いて欲しいです。私の住んでいる建物をつぶすのですか。何年後くらいに。</p>	<p>老朽化が著しく、バリアフリー化への対応が困難な市営住宅が多くあることから、本計画に基づく長寿命化対策や建替（集約化）等により住環境の向上を図り、入居者や地域に喜ばれる市営住宅の整備を目指してまいります。</p> <p>なお、建替（集約化）にあたっては、説明会の開催等によって住宅ごとの状況を十分に把握する中で、これまで築かれてきた地域コミュニティに配慮しつつ、移転先の確保等について、入居者や地元町内会と十分に協議を重ねながら実施してまいります。</p> <p>建替（集約化）の実施時期については、このような協議事項等も多いことから、調整が整った住宅から順次実施してまいります。</p> <p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>《修正前》 (P52) 【記載なし】</p> <p>《修正後》 (P52) 集約化にあたっては、現在入居中であることから地域コミュニティに配慮しつつ、移転先の確保等について、入居者や地元町内会と十分に調整を行ったうえで実施してまいります。</p>	有
32	第3章 長寿命化を図るべき公営住宅等の検討	52	<p>団地内で集約化を行う場合、団地内の空き住戸に住替えを行い、跡地を駐車場として利用しては。</p>	<p>用途廃止後の住宅跡地については、駐車場整備も含め、既存ストックが有効に活用できるよう検討してまいります。</p>	無

No.	該当項目	ページ	ご意見等の内容	市の考え方	修正
33	第3章 長寿命化を図るべき公営住宅等の検討	52	私はこの住宅に引越してきて早いもので30年以上住まわせて頂いています。この隣保の人間関係は良く、トラブルはありませんでした。現在は2人で暮らしていますが、引越してきた時は4人で、子供が大きくなるにつれて住居も手狭になり、プレハブ住宅を市の許可を頂いて増築させて頂きました。隣保の人間関係も良く、住環境も良く、自然環境も良く、出来ればこの地で未長く住み続けたいと思っています。もし別の所へ行くのであればプレハブ住宅を解体しなくてはなりません。もしこの住宅を解体するのであれば、今使用しているプレハブ住宅も一緒に解体して頂けるのでしょうか。	本来は入居者による現状復旧が必要ですが、建替（集約化）に伴う現状復旧のあり方については今後検討してまいります。	無
34	第7章 建替事業の実施方針	61	<b>【建替事業と管理戸数】</b> 両者の関係が全く見えてこない。維持管理、改善に区分される住宅は現戸数を維持するものと思料すると、建替・用途廃止・集約化に区分される住宅において63戸の減を図るのであれば、その旨をエリアを含め記載すべきである。	市内全域で70戸の削減を図ることとしており、エリアごとの削減戸数は今後調整してまいります。	無
35	第8章 長寿命化のための事業実施予定	62	<b>【年次計画】</b> 建替・用途廃止・集約化に区分される住宅については、年次計画を立て計画的に検討を進めるべきである。	年次計画を立て計画的に推進してまいります。	無